

【対象者】

平成23年時及び調査年度の4月1日に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する区域に住民登録があった住民(約21万人) 並びに基本調査の結果必要と認められた方。

(= 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域及び伊達市の一部)

【調査方法】

対象者の年齢区分に応じて、調査票（自記式又は保護者回答）を作成し配布する（回答は郵送またはオンラインで受付）

【主な調査項目】

- ・現在のこころとからだの健康状態について
- ・生活習慣（食生活、睡眠、喫煙、飲酒、運動）について
- ・現在の生活状況について（「一般」）等

【回答後の対応】

回答内容から、支援が必要と思われる方には「こころの健康支援チーム」の臨床心理士、保健師、看護師等からお電話をさせていただき、こころの健康や生活習慣に関する問題についてアドバイスや支援を行っています。

県民健康調査の「こころの健康度・生活習慣に関する調査」とは？
(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト) より作成

こころの健康度・生活習慣に関する調査の対象となる方は、健康診査と同じく、東京電力福島第一原子力発電所事故時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する地域※に平成23年3月11日及び調査年度の4月1日に住民登録があった方々です。

これらの方々に、こころと身体の健康状態をお尋ねする調査票に回答していただき、回答内容を指標化し、支援を必要とされていないかどうかを確認しています。

より適切な対応を行うために、調査対象者の年齢に応じた調査票を用意しています。小児は「0～3歳」「4～6歳」「小学生」「中学生」の4つに区分し、それに16歳以上の「一般」を加えて計5つに区分しています。

調査内容は、現在のこころや体の健康状態のほか、避難によって生活環境が大きく変わったことから、食生活、睡眠、飲酒、喫煙、運動等の生活習慣の変化についてもお尋ねしています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年12月1日